

東総広域水道企業団水道水における放射線量の測定結果について(第147報)

東総広域水道企業団において、9月1日、9月2日及び9月5日に採水した浄水の放射性セシウム及び放射性ヨウ素の測定結果は、下記のとおりです。

記

(単位：Bq(ベクレル)/kg)

浄水場名	供給区域	分析項目	9月1日	9月2日	9月5日	平均
笹川浄水場	銚子市、旭市、東庄町	放射性セシウム( $^{134}\text{Cs}$ )	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性セシウム( $^{137}\text{Cs}$ )	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性ヨウ素( $^{131}\text{I}$ )	不検出	不検出	不検出	不検出

(検出限界値は5~10Bq/kg。測定値については、有効数字2桁で表示しています。)

※1 原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値

- (1) 放射性ヨウ素(飲料水) 300Bq/kg
- (2) 放射性セシウム(飲料水) 200Bq/kg

2 食品衛生法に基づく暫定的な指標値

放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない。

3 摂取制限及び解除の目安(平成23年4月4日付け厚生労働省健康局水道課長通知より)

(1) 摂取制限の目安

直近3日分の検査結果の平均値が指標等を上回るか、1回の検査結果でも指標等を大きく上回った場合。

(2) 摂取制限の解除の目安

直近3日分の検査結果の平均値が指標等を下回り、かつ、検査結果が減少傾向にある場合。

4 放射線量の測定は、外部委託(財団法人日本分析センター)により測定しています。

5 「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動します。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。